# 合併処理浄化槽の設置補助
# 申し込み受け付けを開始

合併処理浄化槽の設置を考えている方はご相談ください

町では、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

平成20年度の申し込みを受け付けますので、家の新築やトイレ、風呂の改築などを計画しているご家庭では、浄化槽の設置をご検討ください。

補助対象となる地区は▽小谷鳥▽漉磯▽豊間根▽荒川▽織笠――です。なお、山田地区は下水道整備地区を除いた地域が補助対象となります。

※単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）は生活雑排水を処理せず放流するため、排出される汚濁物質は合併処理浄化槽の約8倍に上ります。単独処理浄化槽を設置している方も合併処理型への切り替えをご検討ください。

## 計画の段階でご相談を

設置する際には浄化槽の費用のほかに、取り付けやトイレの水洗化、排水管の工事費などが掛かります。

補助金の交付額は右表のとおりですが、1年間で補助金が交付できる戸数には限りがありますので、申し込み多数の場合は、抽選となります。

合併処理浄化槽の設置を希望する方は、計画の段階でご相談ください。

**◆申込期限**　2月29日

**◆申込先・問い合わせ**　役場地域整備課下水道庶務担当（☎82－3111内線212）へどうぞ。

◆補助金の額

| 区　分 | 補助金額 |
|---|---|
| 5人槽 | 35万2千円 |
| 7人槽 | 44万1千円 |
| 8～50人槽 | 58万8千円 |
| 51人槽以上 | 該当なし |

※設置できる人槽は建物の延べ面積によって決まります。詳しくはご相談ください。

◆浄化槽の価格（参考）

| 区　分 | 金　額 |
|---|---|
| 5人槽 | 68万円程度 |
| 7人槽 | 90万円程度 |
| 10人槽 | 137万円程度 |

# 排水設備の工事費融資制度をご利用ください

町内金融機関では、下水道に接続するための排水設備工事の資金を融資しています。

対象となる工事は、下水道の供用を開始した日から7年以内に行われるものです。なお、新築や建築確認を伴う増改築の場合は対象となりません。

また、対象となる条件を満たしている場合であっても、金融機関の審査により融資できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

▷対象者　町税と上下水道使用料を滞納していない人

※町内に住所があり、上記の条件を満たす連帯保証人1人が必要です。

▷対象となる工事　下水道供用開始日から7年以内に行われる排水設備工事

※船越・田の浜・大沢地区の一部と大浦地区全域は供用開始から7年以上経過しているため、対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

▷融資限度額　一戸建て一般住宅…90万円　共同住宅…270万円（水洗大便器を設置する一戸につき45万円、上限6戸）

▷償還期間　5年（60回払い）

▷利子補給制度　町が利子分を補助します（年4％を上限）

**◆問い合わせ**　役場地域整備課下水道庶務担当（☎82－3111内線212）へどうぞ。

# 排水設備工事の指定店申請
## 2月29日までに届け出を

町では、下水道排水設備工事指定店申請を受け付けます。

町内で各家庭からの排水を下水道に接続する工事を行う場合、町が指定する工事店以外の事業所が行うことはできません。

現在町が指定している工事店は、3月末ですべて指定期間が終了します。継続して指定を受ける事業所や新たに指定を受ける事業所は、受付期限までに申請してください。

▽指定期間　平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

▽申請書類　排水設備工事指定店新規指定申請書、責任技術者の登録証の写し、過去3年分の工事履歴書など

▽受付期限　2月29日

**◆申請先・問い合わせ**　役場地域整備課下水道庶務担当（☎82－3111内線212）へ。